

島根県報

第一、四一八号

平成十四年十一月八日
(金曜日)

公布された条例等のあらまし

規則

目次

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

告示

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更

(地方課) 二
(長寿社会課) 二

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定

() 二

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出

(高齢者福祉課) 三

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(森林整備課) 三

保安林予定森林
解除予定保安林

(商企画課) 三

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要(二件)

(用地対策課) 四
(砂防課) 五

平成十四年度地籍調査事業の決定の一部変更
急傾斜地崩壊危険区域の指定

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧

都市計画変更の図書の縦覧

教委公告

規則

正する規則 (規則第一〇二号)

一 規則の概要

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二号)の施行に伴う規則の整理(第十八条の一関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月八日

島根県規則第百三号

島根県知事 澄田信義

則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年島根県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。
第十八条の二第一項中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

平成十五年度島根県教育職員(理療科実習助手)採用候補者選考試験の実施

告示

島根県告示第九百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、海士町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隱岐郡海士町大字宇受賀七〇〇番二地先から同大字七〇〇番一地先の公有水面埋立地	八七六・七〇平方メートル	大字宇受賀
隱岐郡海士町大字宇受賀六九〇番四地先から同大字六九〇番七地先の公有水面埋立地	一、一六四・八七平 二、八一四・六三平 方メートル	"

(ただし、右地番は、平成十四年三月九日現在のものである。)

島根県告示第九百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県告示第九百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日	医療機関の名称	所在地	廃止年月日	医療機関の名称	所在地	指定年月日
大野医院	雲南クリニック	平成十四年九月三十日	大屋医院	那賀郡木次町大字里方一〇九三番地四七	平成十四年九月三十日	岡見診療所	那賀郡三隅町大字岡見七〇〇	平成十四年十月七日
出雲市今市町一二二六八一六	平成十四年八月十一日					あけぼの薬局	益田市あけぼの西町一五一八	平成十四年九月一日
						ハーブ薬局	八束郡八雲村東岩坂四二四一番地六	平成十四年十月一日
						有限会社あんず薬局	出雲市西神西町字西代五一八	平成十四年十月一日

有限会社大谷仁成堂薬局

益田市本町一―六五

平成十二年八月一日

島根県告示第九百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄田信義

事業者	指定した業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ハヤセ	福祉用具 貸与	有限会社 ハヤセ	邑智郡邑智町粕淵二四五一一	平成十四年十一月一日

島根県告示第九百四十三号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百四十五号

平成十四年島根県告示第六百六号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により益田市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年十一月八日

- 一 保安林予定森林の所在場所
邇摩郡仁摩町大字大國町字ウルシ原七六三、字西山三二〇一の一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

一大規模小売店舗の名称及び所在地

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百四十四号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
邇摩郡仁摩町大字大國町字アサアルキ三九二一九の七番地
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 益田サテイ 島根県益田市乙吉町イ九五番地一〇外
二 意見の概要
1 営業時間の変更に伴い、夜間における来店者の防犯上の安全確保について配慮すること。
2 青少年の非行防止及び健全育成に配慮すること。
- 三 縦覧場所
益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町一番地一号）
四 縦覧期間
告示の日から一月間
- 島根県告示第九百四十六号
- 島根県知事 澄 田 信 義
- 一大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町二二七番地一外
二 意見の概要
営業時間の変更にあたり、地域住民との間で騒音及び周辺環境美化について配慮すること。
- 平成十四年十一月八日

平成十四年度地籍調査事業の決定（平成十四年島根県告示第五百十号）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月八日から施行する。

平成十四年十一月八日

表頓原町の項を次のように改める。

島根県知事 澄 田 信 義

頓原町	佐見2 佐見3 佐見4 長谷1 頓原村2 頓原村1 花栗1 獅子1 獅子2 頓原村3
	交付決定の日から平成十五年三月三十一日まで

表邑智町の項を次のように改める。

邑智町	滝原② 上川戸② 上川戸③ 石原 熊見 酒谷① 坂根 信喜① 信喜② 猿丸 湯谷② 酒谷② 酒谷③
	交付決定の日から平成十五年三月三十一日まで

表瑞穂町の項を次のように改める。

<p>島根県告示第九百四十八号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条 第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、 同条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成十四年十一月八日</p>	<p>表日原町の項を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日原町</td><td style="padding: 5px;">日原 I 曾庭 I 小瀬 I 青原 I 添谷 II</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">交付決定の日から平成十五年三月三十一日</td><td></td></tr> </table>	日原町	日原 I 曾庭 I 小瀬 I 青原 I 添谷 II	交付決定の日から平成十五年三月三十一日		<p>表石見町の項を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">石見町</td><td style="padding: 5px;">日貫 5 日貫 6 日貫 7 日貫 8 日貫 9 矢上 3</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">交付決定の日から平成十五年三月三十一日</td><td></td></tr> </table>	石見町	日貫 5 日貫 6 日貫 7 日貫 8 日貫 9 矢上 3	交付決定の日から平成十五年三月三十一日		<p>交付決定の日から平成十五年三月三十一日 まで</p>
日原町	日原 I 曾庭 I 小瀬 I 青原 I 添谷 II										
交付決定の日から平成十五年三月三十一日											
石見町	日貫 5 日貫 6 日貫 7 日貫 8 日貫 9 矢上 3										
交付決定の日から平成十五年三月三十一日											

島根県知事 澄田信義

一 区域の名称 赤崎	二 土地の表示					
	能義	郡市	伯太	町村	須山福富	字
			安田中	大字		
				字		
				地番		
					七三六番	地番
					七三五番三	番号
					七二八番	十一号
					七二〇番	十号
					一三九九番	九号
					一三五六番	八号及び九号
					一四〇四番一	八号
					四八九番三	七号
					二号から五号まで	六号及び七号

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次に結んだ線及び標柱一と十号を結んだ線により開まれた区域

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次に結んだ線及び標柱一
号と十三号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
安来	赤崎	上エノ山	小山	五八九番	一四〇四番
		上エノ山	小山	五九四番	一四〇四番
		原谷	上エノ山	一三九九番三	一三九八番統一
		原谷	小山	六七二番	六八〇番
		原谷	小山	六八八番	五八二番
		原谷	小山	八号から十一号ま で	八号から十一号ま で
		原谷	小山	十三号	十三号

一 区域の名称 湯神社
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次に結んだ線及び標柱一
号と十三号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
大原	大東	中湯石	字	地番	標柱番号
				九三四番一	一号
				二九七番一	二号から七号
				九三六番一	八号から十一号ま で
				九三六番三	十二号
				九三四番	十三号

一 区域の名称 養路谷
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次に結んだ線及び標柱一
号と十四号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
邑智	桜江	谷住郷	字	地番	標柱番号
				二五六八四番五	二五六八四番二
				二六一一番四	二六一一番四
				三六二〇番一五	三六二〇番一五
				十四号	十四号

一 区域の名称 養路谷2
二 土地の表示

ア 次に掲げる地番の土地の存する標柱一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一
号と九号を結んだ線により囲まれた区域

イ 次に掲げる地番の土地に存する標柱十号から十九号までを順次に結んだ線及び標柱一
十号と十九号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
邑智	桜江	谷住郷	字	地番	標柱番号
				三〇六一番一	三〇六一番一
				三〇七〇番一	三〇七〇番一
				二五五四番一	二五五四番一
				五〇六六番二	五〇六六番二
				二五五七番一	二五五七番一
				七号	七号

二 土地の表示

一 地域の名称 周布下
土地の表示

							浜田	郡市
							高佐	町村
								大字
								字
								地番
八七九番	八七七番甲内一	八七七番	八七七番一	三四〇一番	三四〇〇番一	三三九九番四		
十号	九号	八号	七号	五号及び六号	三号及び四号	一号及び二号		標柱番号

一 区域の名称
二 断崖山地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱と十号を結んだ線により囲まれた区域

二五五九番	二五五四番一	三一四九番一	三一五二番	二五〇一番六	二五一三番一
八号	九号	十号から十三号まで	十四号から十六号まで	十七号	十八号

二 地域の名称 中倉（追加）
土地の表示

昭和五十九年三月三十日島根県告示第四百三十三号で指定した標柱二号から四号まで順次に結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱十号から二十号までを順次に結んだ線、標柱二号と十号を結んだ線及び標柱四号と二十号を結んだ線により囲まれた区域

						浜田	郡市
						周布	町村
							大字
							字
							地番
口四七〇番三	口四五八番三	口四五八番一	口五四二番一	口五四三番	口五六八番一	一号	標柱番号
八号	七号	六号	四号及び五号	二号及び三号			

一 区域の名称
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一號から十一號までを順次に結んだ線及び標柱一

									郡 市
								三隅	町 村
								吉市場	大 字
									字
									地 番
一九七〇番内一	五六一 番	一九七二 番三	五五八番内一	一九七四 番二	五五七番	一九七八 番二	一九七九 番	一九七六 番一	十号
二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	まで	十三号から十五号	十一号	十一号	標柱番号

号と十一号を結んだ線により囲まれた区域

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線により囲まれた区域

								郡市
								町村
								大字
								字
								地番
二四七九番三	九四四番二	一九二二番	一九一九番	九二二番	九二八番六	八九〇番二	八八六番一	二四七九番三
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	四号及び五号	一号及び二号

一 区域の名称 稲葉屋

一 区域の名称 小瀬 二 土地の表示

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
益田	久々茂			イ七〇二番一	一号
				イ一三七九番一	二号
				イ一三七九番一	三号
				イ一三八四番二	
				イ一三八四番一	
				イ一三八五番三	
イ七〇二番一	イ七〇四番五	イ七〇五番一	イ七〇五番二	五号	
九号	八号	七号	六号	四号	

一 区域の名称 和田

							鹿足	郡市
							日原	町村
							富田	大字
片山上	三平上	森之下	片山	家ノ上	西ヶ迫	家廻り	字	地番
イ七八番二	イ七八番一	イ八一番一	イ八四番二	イ一一二番一	イ七〇七番	イ七〇五番	イ七五番一	一号
十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	六号から九号まで	五号	二号及び三号	標柱番号

一 区域の名称 小瀬 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次に結んだ線及び標柱一

				鹿足	郡市
				津和野	町村
				耕田	大字
土井	城ヶ峰			土井	字
一七五番	二八六番	三〇〇番	二九四番一	一七五番	地番
二八七番				一六〇九番一	番
七号	六号	五号	四号	二号	一号

一 区域の名称 二 土地の表示 三 釜屋1

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次に結んだ線及び標柱一
号と十三号を結んだ線により囲まれた区域

一 区域の名称
二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次に結んだ線及び標柱一
二五号を結んだ線により囲まれた区域

			隱岐	郡市
			都万	町村
			都万	大字
金座	井奥	釜屋		字
一四三一 番	一四三五 番	一五五五 番二	一五六八 番	地番
五号	四号	三号	二号	標柱番号

一 区域の名称 二 土地の表示 三 油井

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線により囲まれた区域

							郡 市
					都 万	町 村	
					油 井	大 字	
	國吉平			向 山	大 水 谷	字	
一 番	五 番	一 八 番	一 九 番	三 四 九 番	三 四 九 番	三 五 三 番	地 番
七 号	六 号	五 号	四 号	四 〇	二 一	二 五	標 柱 番 号

一 区域の名称
二 土地の表示
白崎（追加）

平成六年六月十七日島根県告示第六百四号で指定した標柱一號と二號及び標柱一號と九號を結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱十號から十九號までを順次に結んだ線、標柱二十號から二十二號までを順次に結んだ線、標柱十號と二十一號を結んだ線、標柱二號と十九號を結んだ線及び標柱九號と二十號を結んだ線により囲まれた区域

							隱岐	郡 市
							西郷	町 村
			飯田	東郷	飯田		大字	
			白崎	向灘	白崎		字	
二四番	九番五	一一番一	九番一	七番	一番二	九五番一	一番一	地 番
十九号	十八号	十七号	十五号及び十六号	十四号	十二号及び十三号	十一号	十号	標柱番号

公 告

六番四	二十号
六番一	二十一号
一番一	二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日

平成十四年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 こだま

三 代表者の氏名

山田 久

四 主たる事務所の所在地

松江市東忌部町八三番地二五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対し、在宅支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的としている。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、初年度及び翌年度事業計画書並びに初年度及び翌年度収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二ヶ月間

八 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎一階）

都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月八日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

宍道都市計画道路

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

教育委員会公告

平成十五年度島根県教育職員（理療科実習助手）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成十四年十一月八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

一 目的

この選考試験は、平成十五年度島根県立学校の教育職員（理療科実習助手）の採用候補者を選考するために行います。

二 募集職種、募集種別、職務の概要、試験の程度及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	試験の程度	採用予定人員
実習助手	理療	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	一般教養は高卒程度、専門教養と専門実技はあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう	う師国家試験程度
		（略）	（略）	（略）

よる区分とします。

八 その他

(一) 問い合わせ先

島根県教育庁高校教育課 企画人事班 電話〇八五二一三一五一

(二) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に〇印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(三) 給与

給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

初任給(円)	短大卒(満二十歳)	大学卒(満二十二歳)
一六四、四〇〇	一九一、八〇〇	

(平成十四年四月一日現在)

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。